

検査を実施する産地品種銘柄について

平成21年4月6日、農林水産省告示により農産物規格規程の一部が改正され、農産物検査を行う産地品種銘柄は、登録検査機関が必ず検査をしなければならない「必須銘柄」と検査を実施するかどうかを選択する「選択銘柄」に設定されました。

当JAは、農産物規格規程に基づく産地品種銘柄の検査については、下記の産地品種銘柄の検査を実施します。

記

1. 実施期間 平成30年4月1日～次回改定まで

2. 種類及び品種

種類	産地品種銘柄
水稻うるち玄米	ササニシキ、ひとめぼれ、まなむすめ *キヌヒカリ、*コシヒカリ、*つや姫、*だて正夢
水稻もち玄米	みやこがねもち

(注)*印のある産地品種銘柄は選択銘柄です。*印の無い産地品種銘柄は必須銘柄です。